

令和6年度愛媛県地域医療構想推進支援業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度愛媛県地域医療構想推進支援業務

2 契約期間

契約締結の日から概ね1年の間

3 委託業務の目的

本業務は、愛媛県地域医療構想の推進に向け、県内医療機関の医療機能の分化・連携を促進するため、各医療圏の課題を抽出・分析するとともに、医療機関間の議論を支援することを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) 医療圏課題分析

ア 内容

愛媛県内の各医療圏における医療提供体制に係る課題分析を行うとともに、地域における優先課題を分析する。

イ 分析用データの収集

(ア) 使用するデータは、データの時点、内容、その収集方法及び分析方針などを発注者と協議の上、決定すること。

(イ) 使用するデータは、提供元や収集に必要な期間等を考慮し、収集可能なものとする。

(ウ) 発注者が保有するデータが必要であるときは、受注者は発注者に対して遅滞なく依頼を行うこと。

(エ) 使用するデータの匿名化処理等が必要なときは、受注者が行うこと。

ウ 収集したデータの取りまとめ

受注者は、収集したデータについて、発注者が3に掲げる目的に活用できるよう、取りまとめを行うこと。

エ データの分析

(ア) 分析の時点は、現在、2025年及びその後の任意の時点とすること。

(イ) 分析の単位は、全県及び二次医療圏単位とすること。ただし、使用するデータの性質上、二次医療圏単位の分析が困難なとき又は市町村単位の分析が可能であるときは、分析単位について、発注者と協議の上、決定すること。

(ウ) 分析する内容は、次に掲げる事項について、医療関係者が把握できるものと

すること。

- a 現在、2025年及びその後の任意の時点における医療需要
- b 現在の医療提供体制により各医療機関が担っている医療機能
- c 現在の医療提供体制による医療機能の充足状況
- d 2025年及びその後の任意の時点における医療需要の変化を踏まえ、今後、強化が必要となる医療機能
- e その他、発注者との協議により追加することとした分析内容

オ 調整会議等における説明

- (ア) 分析等の結果について、発注者と協議の上、愛媛県内の各医療圏に設置する地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)等で提示する資料を作成すること。データは各医療機関へ提供可能なものとする。
- (イ) 必要に応じて調整会議等に参加し、作成した資料の説明を行うこと。

(2) 医療圏詳細分析(最大3圏域)

4(1)で抽出された優先課題について、関係する医療機関に係る分析を含め、詳細分析を行う。

- ア 本業務は、発注者が4(1)を踏まえて選定した課題に対して実施すること。なお、最大3圏域を想定しているが、選定された圏域の数が3圏域に満たないときは、事例の数に応じて契約金額の変更契約を行うものとする。
- イ 課題について、関係資料の収集及び分析を実施し、実行可能な連携方法の具体案を提示すること。
- ウ 具体案の提示に際しては、当該圏域の現在の連携状況や医療提供体制を踏まえ、圏域全体として最適となる連携体制の構築を主眼とすること。
- エ データは4(1)で収集、分析等を行ったもの等を活用すること。
- オ 本業務の実施に当たっては、必要に応じて医療機関へのヒアリングを行い、医療機関からのデータ提供も受けるなど、医療機関の意向を十分に踏まえた上で行うこと。
- カ 必要に応じ、調整会議等で提示する資料を作成すること。

(3) 医療機関間連携促進(最大3圏域)

4(2)で抽出された課題について、関係医療機関の間で役割分担・連携の在り方等について議論し、方向性を見出す。

- ア 本業務は、発注者が4(2)を踏まえて選定した医療機関に対して実施すること。なお、最大3圏域を想定しているが、選定された圏域の数が3圏域に満たないときは、事例の数に応じて契約金額の変更契約を行うものとする。

イ 4(2)で提示した連携体制を実現するために、対象となる複数医療機関が協議する場を設定し、協議の場に参加した上で医療機関間の協議を支援すること。

ウ 医療機関とのミーティングを最低3回(初回・中間・最終)実施するものとし、それ以外にもヒアリングを行うなど、医療機関の意向をこまめに確認しつつ、業務を進めること。

エ 協議に必要な資料の作成を行うこと。

オ 複数医療機関間で連携構築案に係る合意を得た場合、その実現に向けて、医療機関間の連携協定締結や共通ルールの策定等、具体的な体制づくりを支援すること。

カ ミーティングやヒアリング等については、議事録を作成すること。

キ 必要に応じ、調整会議等で提示する資料を作成すること。

5 実施計画書及び実施報告書

(1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者と協議を行った上で業務を実施すること。

(2) 業務完了に際して、発注者に成果報告を実施した上で、速やかに実施報告書を作成すること。

6 成果物

(1) 受注者は、本業務に関する成果物として、次に掲げるものを契約期間内に発注者に提出すること。

ア 本業務に関する実績報告書、調査・分析データ及び概要版 各1部

イ 実績報告書及び前号のデータ等を保存した電子媒体(CD-R等) 2部

(2) 契約期間途中においても、受注者が承諾した場合は、発注者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

7 その他

(1) 業務の着手・進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整を行うこと。

(2) 本業務により得られた成果物は、全て発注者に帰属する。

(3) 個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範ちゅうを超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

(4) 令和6年度愛媛県地域医療構想推進支援業務に係る公募型プロポーザルにおける企画提案の内容を遵守すること。

(5) 疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議により決定すること。